

米沢駅構内及び米沢駅周辺における誘導サイン等デザイン業務委託仕様書

1 業務名

米沢駅構内及び米沢駅周辺における誘導サイン等デザイン業務委託

2 業務の目的

米沢駅における誘導サイン等デザインの改善については、令和4年3月に策定された米沢市地域公共交通計画の基本目標を達成するために本市が取り組むべきプロジェクトにおける重点事業と位置付けられている。

米沢駅で鉄道・バス・タクシーへの乗り換えをスムーズにし、市街地の魅力向上を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

4 業務内容

(1) 誘導サイン等の設置に係る条件等の整理

誘導サイン等の検討にあたり、米沢駅構内及び米沢駅周辺部の配置箇所やサイズ等の条件を整理する。

整理にあたっては、現地踏査や関係する主体（鉄道事業者等）への確認等も行うものとする。

(2) 誘導サイン等の配置計画・デザイン及び仕様等の整理

前項の整理を踏まえて、米沢駅構内及び米沢駅周辺部において誘導サイン等を配置する場所などを検討するとともに、配置するデザインの内容等について検討・整理する。

誘導サイン等のデザインの内容及び仕様等を整理する。

なお、関係する主体（鉄道事業者等）の誘導サイン等も含めてデザインを行うものとする。

(3) 概算事業費の積算

次年度の事業の実施に必要となる概算事業費（設計費、作製費、設置費等）を積算する。予定金額は4,000,000円以内とするが、左記金額を超える場合は、発注者と別途協議する。

(4) 協議打合せ

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、最低でも着手時及び最終納品時の2回、協議打ち合わせを行い、また委託者が必要だと判断した場合は適宜協議打ち合わせを行う。

(5) 成果品の作成

前項までの検討結果等を業務報告書及び計画書としてとりまとめる。

5 成果品

(1) 業務報告書・計画書：2部

(2) 上記電子データ（CD-R）：1式

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、委託者と打合せを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、米沢市個人情報保護条例を遵守し、本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。
- (4) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。
- (5) 本業務は、「米沢市地域公共交通計画」における基本目標を達成するための重点事業であるため、同計画の趣旨を理解した上で業務を遂行すること。
- (6) 米沢駅構内における当該業務の対象範囲については、別図「米沢駅構内図」を参照すること。また、米沢駅周辺における当該業務の対象範囲については、別図「米沢駅前広場（西側）配置図」及び「米沢駅東駅前広場使用図面」参照すること。
なお、重点対象範囲とは優先的に誘導サイン等の見直しを行う範囲とする。
- (7) 令和5年度予算要求用に令和4年10月時点で参考用の概算事業費の提示を求める。